

団体乗車券のご案内

【団体とは】

- ・ 25人以上のお客さままで構成される団体をいいます。
※学生団体の場合、25人以上の学生（幼児、児童、生徒等）と教職員及び付添人
- ・ 団体には学生団体と普通団体があり、いずれも責任のある代表者（学生団体の場合、教職員）が引率する必要があります。

1 学生団体

次のいずれかに該当する学校等の幼児、児童、生徒、学生と付添人及び教職員で構成される団体

- (1) 指定学校等の幼児、児童、生徒または学生
- (2) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童
- (3) 児童福祉法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

2 普通団体

学生団体以外の団体

【指定学校とは】

学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校及び他の法令に基づいて設置された教育施設で、当社が学校として指定したものをいいます。

【団体乗車券の注意事項】

- 1 団体乗車券は乗車日の21日前から、各駅の駅長室でご購入いただけます。
- 2 団体乗車券を購入後に払戻しされる場合は、所定の手数料が必要です。特に、遠足など、乗車直前に人数を変更される場合はご注意ください。
- 3 学生団体の場合、学生が25人に達しない場合でも次のいずれかに該当する場合は、学生団体として取り扱います。
 - (1) 1学年の在籍人数が25人未満の小学校、中学校及び高等学校（指定学校となっている外国人学校で日本の小学校、中学校及び高等学校に相当する学校を含む）で、原則として1学年全員が正規の学校教育活動として参加する場合。ただし、1学年の在籍人員が25人以上であっても、やむをえない事由（傷病等）により、参加する児童・生徒の人数が25人未満となる場合を含む。
 - (2) 「特別支援学校」（盲学校・聾学校・養護学校）及び学校教育法第81条に規定する「特別支援学級」で、正規の学校教育活動として利用する場合
- 4 無料乗車証・乗車料金割引証・障がい者手帳・療育手帳による割引をご利用の場合は団体乗車の人数に含まれません。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、団体乗車券の事前お申込み後であっても、団体乗車をお断りする場合がございます。
 - (1)団体を構成するお客さまに責任のある代表者（大人）がいない場合
 - (2)当社及び当社と連絡運輸を行う交通機関が定めた規則等により団体乗車券が発売できる要件を満たさない場合
 - (3)旅客運送上の安全の確保が難しいと当社が判断する場合

団体乗車券の運賃について

【団体乗車券運賃表】

1 地下鉄・ニュートラム

区分	種別	学生団体		普通団体	
		学生・生徒・児童及び 幼児	教職員及び 付添人		
		大人	小児	大人	小児
1区	152円	80円	171円	171円	90円
2区	192	96	216	216	108
3区	232	120	261	261	135
4区	272	136	306	306	153
5区	312	160	351	351	180

(注) 1団体ごとに合算して10円未満の端数が生じるときは、10円単位に四捨五入します。

2 北大阪急行電鉄

	学生団体		普通団体
	学生・生徒・児童及び 幼児	教職員及び付添人	
25人以上	2割引	1割引	1割引

(注) 1団体ごとに合算して10円未満の端数が生じるときは、10円単位に切り上げます。

3 阪急・近鉄

(1) 割引率

	学生団体		普通団体
	中学校	その他の学校	
25人(近鉄15人)～99人	3割引	2割引	1割引
100人～299人	4割引	3割引	2割引
300人以上	5割引	4割引	3割引

(注) 1団体ごとに合算して10円未満の端数が生じるときは、10円単位に切り上げます。

(2) 無賃扱い人員

団体を構成する人員	無賃扱い人員
25人(近鉄15人)～99人	1人
100人～149人	2人
以上50人までを増すごとに	1人を加える

備考

団体旅客が多数のときは次の計算式で算出します。

団体構成人員 ÷ 50 = 無賃扱い人員

(端数は切り捨てます)

(例) 586 ÷ 50 = 11余り36

無賃扱い人員 11人

(3) 計算方法

- ア 大人の団体運賃は、乗車区間にに対する 1 人当たり大人普通運賃から割引額を差し引いて 1 円未満を円単位に切り上げた額に、団体総人員（無賃扱い人員を除く）を乗じた額とします。
- イ 小児の団体運賃は、乗車区間にに対する 1 人当たり小児普通運賃から割引額を差し引いて 1 円未満を円単位に切り上げた額に、団体総人員（無賃扱い人員を除く）を乗じた額とします。
- ウ 大人、小児混合の場合は、大人、小児別にア及びイにより計算した額を合算します。
- エ 1 団体ごとに 10 円未満の端数が生じるときは 10 円単位に切り上げます。

(4) 無賃扱い人員の取扱い

- 大人、小児混合の団体に対する無賃扱い人員は、全人員に対して無賃扱い人員を算定し、無賃扱い人員は大人で、また無賃扱い人員が大人の乗車人員をこえるときは、こえる人員を小児で取扱います。